

# 八街市農地利用最適化推進委員募集要項

## 1. 目的

八街市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）を委嘱するにあたり農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して、推進委員候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をするものです。

## 2. 業務内容

農業委員と連携し、担当する区域の農地の利用の最適化の推進活動等を行う。

- (1) 担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者への働きかけ
- (3) 農業への新規参入（就農）の促進等に関する業務に伴う現地調査や指導  
・相談等
- (4) 農地の権利移動等の申請に伴う現地調査や総会での調査報告など

## 3. 推薦・募集人数及び担当する区域

推薦、応募あわせて16人

推進委員が担当する区域は、別表のとおりとする。

## 4. 任期

推進委員の任期は、農業委員会が委嘱する日から令和11年7月19日までとする。

## 5. 推薦・募集の範囲

- (1) 市全域からの推薦
- (2) 地域の農業者が組織する団体、その他関係団体
- (3) 一般応募

## 6. 推薦・募集の資格

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、推進委員の所掌事務に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者

- (1) 八街市に住所を有している者  
※市内に農地を有する者、又は、市内において営農活動を行う者であるときはこの限りでない。
- (2) 市が設置する執行機関（法令等において兼職が禁止されている者に限る。）の委員でない者
- (3) 破産手続きの決定を受けて復権を得ていない者でないこと
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと

- (5) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (6) 平日昼間の会議に参加できる者。

注) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外となります。

## 7. 申請の手続き

### (1) 市内全域からの推薦

- ① 農業者等3名以上が連署し、代表者が推薦
  - ② 推薦する者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別
  - ③ 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別、経歴、農業経営の状況、推薦理由等の必要事項を様式に記載
- 様式 農地利用最適化推進委員推薦用紙（個人推薦用）①

### (2) 地域の農業者が組織する団体、その他関係団体からの推薦

- ① 団体の代表者が推薦
  - ② 推薦する団体の名称、目的（業務内容）、構成員数、代表者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別
  - ③ 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別、経歴、農業経営の状況、推薦の理由等の必要事項を様式に記載
- 様式 農地利用最適化推進委員推薦用紙（団体推薦用）②

### (3) 一般応募

- ① 応募者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日、性別、経歴、農業経営の状況、応募する区域、応募理由等の必要書類を様式に記載
- 様式 農地利用最適化推進委員応募用紙（応募）③

※ 様式への記載は、記載例を参考にしてください。

## 8. 推薦・公募期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月17日（火）午後4時30分まで （郵送の場合は必着）

## 9. 推薦及び応募書類の提出先

〒289-1192  
八街市八街ほ35-29  
八街市農業委員会事務局（市役所第3庁舎2階）  
TEL 043-443-1483（直通）

## 10. 推薦及び募集に応じた者の公表等

推薦及び募集に応じた者については、推薦・募集期間の中間及び終了後、市ホームページに、推薦・応募の書面に記載事項のうち住所を除く全ての事項を公表いたします。

## 1 1. 選任方法及び身分

農業委員会は、推進委員候補者（推薦・応募者）の経歴、農業資格の有無、農業経営の状況等を八街市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会で協議のうえ決定し、推進委員に委嘱します。

身分については、非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。

## 1 2. その他

募集要項に関する詳しい内容については、八街市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。